平成２５年（フ）第８３号
福島県会津若松市対馬館町２番10号　チューリップハウスＡ201号、前住所福島県会津若松市門田町大字黒岩字若宮10番地の６
債務者　櫻田加奈子（旧姓谷中）
１　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇1542番地の３
債務者　小林　幸子
１　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５５５９号
大阪市住吉区苅田７丁目12番19―516号
債務者　溝口　卓也
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６５６号
大阪府門真市千石東町36番３号　イーストタウン千石館101号
債務者　田畑　秀典
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８３０号
大阪市住吉区杉本２丁目８番１号　シャトー我孫子２番館201号
債務者　中川　浩二
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８７１号
大阪市西成区天神ノ森２丁目４番６号
債務者　寺中　博則
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８８２号
大阪府吹田市南金田２丁目17番19―301号
債務者　野本　喜子
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９６５号
大阪府豊中市豊南町南１丁目５番11号
債務者　清高光鎬こと清高光男こと　姜　　光鎬
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０７４号
大阪府東大阪市中鴻池町３丁目６番６―501号
債務者　喜多　眞史
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６３号
大阪市城東区中央１丁目２番３―223号
債務者　塚本　信文
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６６号
大阪府寝屋川市出雲町５番７―103号
債務者　平田　明次
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６７号
大阪市鶴見区諸口３丁目２番３―301号
債務者　河原ゆかり
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６８号
大阪府豊中市服部寿町２丁目12番６号
債務者　青木　智弘
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目７番８号　栄光５―416号、前住所千葉市中央区大巌寺町306番地28
債務者　三上美三男
１　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３８号
大阪府和泉市鶴山台１丁目24番14―306号
債務者　岸　　堅介
１　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５４７号
大阪府貝塚市橋本111番地
債務者　杉野　玲子
１　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５９８号
大阪府泉大津市東豊中町３丁目14番14―306号
債務者　濵畑　茂喜
１　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６０１号
大阪府岸和田市池尻町46番地の１　アヴニール久米田307号、前住所大阪府岸和田市池尻町485番地の２
債務者　椎葉　幸博
１　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係